共通－第５号様式　見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	新琴似スポーツ広場調査解析業務
発注課	スポーツ部施設課
選定事業者	パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

新琴似スポーツ広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防策が求められている。
このことから、令和元年度に業務委託により、敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和２年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。
また、令和３年度、令和４年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施し、令和５年度から令和７年度にかけて、造成工事を開始したことによる地下水への影響観測や泥炭層の圧密沈下等について、観測を実施した。
令和８年度においても、今後の汚染物質の拡散予防策として開業前及び開業後にモニタリング調査を行い、引き続き令和２年度業務の解析条件・予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和２年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。
パシフィックコンサルタンツ㈱北海道支社は、令和元年度から令和７年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法等を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、測定手法や解析手順の継続性と一貫性が確実に担保されるため、異常の早期発見など環境対策としての信頼性の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。
以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとしたい。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

決定日	2026年4月13日